

公立大学法人横浜市立大学副学長に関する規程

公立大学法人横浜市立大学規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立大学副学長（以下「副学長」という。）の任命、職務及び解任に関し必要な事項を定める。

(職務)

第2条 副学長は、学長の職務を助け、次の各号に掲げる業務をそれぞれ掌理する。

- (1) 教学
- (2) 点検・評価
- (3) 事業

(任命)

第3条 副学長の任命は、学長が人事委員会に提案し、人事委員会の決定に基づき、理事長が行う。

(任期)

第4条 副学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、人事委員会において定めることとし、再任を妨げない。ただし、副学長の任期の末日は、当該副学長を人事委員会に提案した学長の任期の末日を超えることができない。

2 副学長に欠員を生じた場合の後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第5条 学長は、副学長が次の各号の一に該当するとき、その他副学長たるに適しないと認めるときは、その副学長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

2 前項に規定するもののほか、学長は、副学長の職務の遂行が適当でないため業務の実績が悪化した場合であって、その副学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるときは、その副学長を解任することができる。

3 学長は、前2項の規定により副学長を解任したときは、経営審議会及び教育研究審議会に報告する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、公立大学法人横浜市立大学の設立後最初の副学長の任命は、人事委員会の決定に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。